柳川市在宅介護支援センター（大和町地区）

運営事業者募集要領

１　募集の趣旨

　　柳川市では、在宅高齢者の保健福祉を推進する施設として、また介護保険法第１１５条の４６で定められた地域包括支援センターのブランチ**※**として、中学校区単位程度に、在宅介護支援センターを設置しています。この度、大和町地区を担当している現事業者が平成２９年度中途での本業務終了を予定しているため、新規の運営事業者を募集します。従って、現事業者との業務引継期間を含め、平成２９年度中途からの運営委託を予定しています。

　　**※**ブランチとは、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための「窓口」のことを言います。

２　在宅介護支援センターの業務

　　柳川市在宅介護支援センター運営事業実施要綱（以下「運営要綱」という。）及び柳川市在宅介護支援事業実施要綱（以下「支援要綱」という。）に規定する業務を実施します。詳しくは、別添の運営要綱及び支援要綱をご参照ください。

　［主な業務内容］

　（１）地域の要援護高齢者宅等を訪問し、その実態を把握するとともに、介護ニーズ等があれば必要な高齢者福祉サービスにつなげる。

　（２）在宅介護等に関する各種の相談に対し、電話相談、面談相談等により、総合的に応じる。

　（３）地域に出向き、介護予防に関するパンフレット等を配布するなど、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発及び市が行う介護予防教室等への参加勧奨を行う。

　（４）市から在宅福祉サービス適用調査**※**の依頼を受けた場合、速やかに調査対象者に対し調査を行い、調査報告書を市へ提出する。

　　　　**※**在宅福祉サービス適用調査とは、市が実施する、生活管理指導短期宿泊事業、食の自立支援事業、介護用品給付事業、在宅寝たきり高齢者介護手当事業、すみよか住宅改造助成事業及び養護老人ホームの入所における調査です。

　［事業の実施体制］

　　　この事業を行うに当たっては、社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健師、看護師、介護福祉士及び介護支援専門員のうちいずれか１人を常勤で配置するものとする。この場合において、在宅介護支援センターの業務に支障のない範囲で、職員が併設施設等の他の業務と兼務することは差し支えない。

　　　なお、相談窓口としての業務については、併設施設等との連携の下に２４時間対応の体制を採るものとする。なお、午後５時～翌日午前８時３０分までは電話相談のみでの対応となります。

３　経費について

　　委託料については、平成３０年度予算案の柳川市議会可決後の確定事項となります。

　　上記２［在宅介護支援センターの業務］に係る委託料

　　　【参考】平成２９年度の委託料（年間）

　　　　　　　●在宅介護支援センター運営業務委託料として　　　　５００，０００円

　　　　　　　●相談対応業務委託料として　　　　　　　　　　１，０００，０００円

　　　　　　　●介護予防普及啓発業務委託料として　　　　　　１，０００，０００円

　　　　　　　●在宅福祉サービス適用調査業務委託料として　１回当たり２，５００円

４　委託期間

　　契約締結日から当該年度末までとし、受託の意向がある場合は、毎年度更新するものとします。

　　ただし、受託事業者が介護保険法及びこれに関連する政省令等に定められた事項を遵守しない場合等は、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。

５　委託地域

　　大和町地区（豊原小学校区、大和小学校区、皿垣小学校区、六合小学校区、有明小学校区及び中島小学校区）

６　応募要件

　　在宅介護支援センターの運営を円滑かつ安定して実施できる法人であり、次の要件を全て満たす法人であること。

　（１）本事業開始日までに大和町地区内に「柳川市在宅介護支援センター」を設置し、運営が可能であること。原則、既存事業所内に併設すること。

　（２）老人福祉法第１５条第２項の届出を本事業開始日までに完了すること。

　（３）運営する法人並びに代表者について、国税、県税、市税、介護保険料や公共料金等を滞納していないこと。

（４）柳川市暴力団等追放推進条例第２条第２号～５号の規定に該当しない者であること。

（５）介護保険法第７０条第２項（指定居宅サービス事業者）、同法第７８条の２第４項（指定地域密着型サービス事業者）、同法第７９条第２項（指定居宅介護支援事業者）、同法８６条第２項（指定介護老人福祉施設）、同法第１１５条の２第２項（指定介護予防サービス事業者）、同法第１１５条の１２第２項（指定地域密着型介護予防サービス事業者）、又は同法第１１５条の２２第２項（指定介護予防支援事業者）の各規定に該当しないこと。

　（６）備品、設備等について次の要件を満たすこと。ただし、併設施設の既存備品・設備等活用可。

　　　①　備品、施設の整備等に要する費用は、受託事業者の負担とすること。

　　　②　事務室及び運営に必要な相談場所を有していること。なお、併設のサービス提供事業部門がある場合は、書類保管庫が分離していること。

　　　③　電話、ファックス、パソコンを設置していること。なお、専用の電話、ファックス、パソコンが望ましい。

　　　④　訪問に供する車両を用意すること。なお、専用の車両が望ましい。

　（７）関係法令を遵守し、関係機関の指導に従うこと。

７　業務の引継

　　事業予定者に決定すると、最長で３か月間、現事業者と引継ぎを行うものとします。引継期間を含め、経費として、年間委託料を月割り又は日割りした金額を支払う予定です。なお、在宅福祉サービス適用調査については調査件数により別途支払います。

８　応募の抹消

　　応募した法人（以下「応募者」という。）が、応募書類の締切日以降、選定の日までに次のいずれかに該当した場合は、その応募を抹消し、また、事業の受託候補者となっている場合にはその対象から除外します。

　　　①　応募期間内に応募書類が全て提出されなかった場合

　　　②　募集要領に違反又は著しく逸脱した場合

　　　③　応募要件を満たすことができなくなった場合

　　　④　応募者又はその関係者が、本応募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に本市職員及び市が実施する選考委員会委員などの本件関係者と接触を持った場合

９　応募について

　（１）提出書類

　　　　別表「応募に係る書類提出一覧表」参照ください。

　　　　なお、提出書類は、原則として全てＡ４判でファイルに綴じたものを２部（正本１ 部、副本１部）提出してください。副本は正本をそのままコピーしたもので構いません（原本証明は不要）。

また、提出書類は、紙ファイル等に綴じ、項目ごとにインデックス等で見出し番号を付してください。

　（２）　事前質問

　　　　平成２９年１０月１６日（月）午前９時から平成２９年１１月６日（月）午後５時まで下記のファックス（０９４４－７３－９２１１）で受け付けます。

　　　　ファックスを送信されましたら、送信確認の連絡（０９４４－７７－８５１６）をお願いします。

　　　※電話、口頭等では受け付けません。

　　　※事前質問は質問票を使って簡潔に記入すること。

　　　※質問に対する回答は、平成２９年１１月７日（火）に柳川市ホームページにおいて公表します。

　（３）応募書類の提出場所

　　　　柳川市保健福祉部福祉課高齢者福祉係（柳川市役所柳川庁舎１階１２番窓口）

　（４）応募書類の提出期限・提出方法

　　　　平成２９年１０月１７日（火）～平成２９年１１月１０日（金）ただし、土日祝日を除く。

　　　　午前９時から午後５時の間に電話予約の上、上記提出場所へ持参すること。

　　　　郵送、時間外及び期間外の提出は受け付けません。

　　　　①　持参については代理人でも可とします。

　　　　②　提出期間終了後の応募書類の修正については、受け付けません。

　　　　③　応募状況の問合せについては、一切受け付けません。

　（５）その他

　　　①　応募の際に要する費用は、応募者の負担とします。

　　　②　提出された書類は返還しません。

　10　受託事業者の選定及び決定

　（１）選考委員会において、応募者の提出書類に基づき、評価及び選考を行った後、本市が決定を行います。

（２）選考にあたり、提出書類に関する問い合わせ、追加書類の提出依頼、ヒアリングを実施することがあります。その際、正当な理由なく期限に応じない場合は失格とします。

　11　選考結果

　　選考結果を平成２９年１１月下旬頃、柳川市ホームページに掲載する予定です。

　12　その他

　　その他この要領に定めのない事項については、柳川市の指示によるものとします。

　13　お問い合わせ先

　　柳川市保健福祉部福祉課高齢者福祉係

〒832-8601　福岡県柳川市本町８７番地１　柳川庁舎１階１２番窓口

担当：龍、彌永

電話：０９４４－７７－８５１６　　ファックス：０９４４－７３－９２１１